



令和4年8月29日
内閣府（防災担当）

令和4年8月3日からの大雨による災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（青森県）

1. 令和4年8月3日からの大雨による災害について、青森県から、住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
2. 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯及び中規模半壊した世帯等については、申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の再建方法等に応じて、被災者生活再建支援金が公益財団法人都道府県センターから支給される。

該当区域	発生日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全壊	半壊	床上浸水
深浦町 (ふかうらまち)	8月9日	第1条第6号	3以上	16以上	調査中

注：上記の数値は令和4年8月29日（月）10時00分現在の青森県からの報告による。
同数値は今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度であり、その1/2については国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第6号（支援法施行令第1条第3号又は第4号に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万人未満のものに限る。)で、その自然災害により5以上（人口5万未満の市町村は2以上）の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの）に該当することによる。

※1 令和4年8月3日からの大雨による災害では、青森県、新潟県、石川県、福井県において支援法を適用。

※2 深浦町の人口は7,346人（令和2年国勢調査による）であり、人口50,000人未満であることから、全壊2世帯以上で第6号に該当。

（青森県においても同時発表。）

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
宮下、津軽、北島

TEL 03-5253-2111（内線51279）
03-3503-9394（直通）